⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⒀　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒁　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒂　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒃　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒄　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⒆　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。

⒇　本入札に係る落札決定及び契約締結は、本工事に係る令和３年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

なお、特定建設工事共同企業体については、本入札公告１　工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合は全て同じ組み合わせで申請をすること。（別の組み合わせ又は一部を単体で申請した場合は、欠格とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における令和３・４年度空港等土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の競争参加資格審査の申請を行い、受理されていること。さらに、開札の時までに、当該一般競争参加資格の決定を受けていること。なお、当該決定を受けていない場合は、本工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、無効とする。

また、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、開札の時において、九州地方整備局における令和３・４年度空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,250点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上の者であること。）

なお、開札の時において、上記客観点数が1,250点に満たない場合は、本工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、無効とする。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、開札の時において、九州地方整備局における令和３・４年度空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,050点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,050点以上の者であること。）

なお、開札の時において、上記客観点数が1,050点に満たない場合は、本工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、無効とする。

⑷①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における滑走路、誘導路又はエプロンの地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

②　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における滑走路、誘導路又はエプロンの地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

さらに、他の構成員は、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における滑走路、誘導路又はエプロンの地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

なお、①、②において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本入札公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。（本入札公告１　工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。

・地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、平成17年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。

・地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②及び③において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。